

# 伊勢原市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要 綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第27条の17の規定により、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給申請手続を省略すること（以下「手続の簡素化」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 月間の高額療養費 国民健康保険法施行規則第27条の16第1項に規定する月間の高額療養費をいう。
- (2) 年間の高額療養費 国民健康保険法施行規則第27条の17の2第1項及び第27条の17の3第1項に規定する年間の高額療養費をいう。
- (3) 計算期間 毎年8月1日から翌年7月31日までの期間をいう。

## (対象者)

第3条 月間の高額療養費に係る支給申請の手続の簡素化の対象者は、高額療養費に係る療養のあった月の初日における国民健康保険法上の世帯主とする。

2 年間の高額療養費に係る支給申請の手続の簡素化の対象者は、計算期間中引き続き保険者が市であって、計算期間の末日に市において計算期間の全ての外来療養に係る額を把握することができるとともに、手続の簡素化による月間の高額療養費の振り込みを受けている国民健康保険法上の世帯主とする。

## (手続の簡素化)

第4条 前条に規定する世帯主は、この要綱の施行の日以後に世帯主名義の振込

先金融機関口座を指定して月間の高額療養費の支給申請をすることにより、その申請の翌月以後に発生する月間の高額療養費及び年間の高額療養費の支給申請を省略することができる。

(変更の届出)

第5条 手続の簡素化をした世帯主は、前条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(支給決定)

第6条 市長は、第4条の規定により手続の簡素化をした世帯主が月間の高額療養費又は年間の高額療養費の支給に該当したときは、その高額療養費の支給額を決定し、世帯主に通知するものとする。

(手続の簡素化の停止)

第7条 手続の簡素化をした世帯主は、手続の簡素化の停止を希望するときは、伊勢原市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化（自動振込）停止申出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による手続の簡素化の停止に係る申出があったときは、手続の簡素化を停止するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、手続の簡素化をした世帯主が次の各号のいずれかに該当するときは、手続の簡素化を停止することができる。

(1) 国民健康保険の加入状況に異動が生じ、第3条に規定する対象者としての要件を満たさなくなったとき。

(2) 振込先金融機関口座に高額療養費を振り込むことができなくなったとき。

(3) 国民健康保険税の滞納があったとき。

(4) 第4条及び第5条の規定による申請等の内容に偽りその他不正があったとき。

(様式)

第8条 この要綱の規定により使用する様式は、市長が別に定める。

附 則（令和7年8月29日告示第160号）

この告示は、令和7年9月1日から施行する。

# 伊勢原市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化（自動振込）停止申出書

（あて先） 伊勢原市長

年 月 日

伊勢原市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化（自動振込）について、停止を申し出ます。  
停止後の国民健康保険高額療養費につきましては、高額療養費支給申請書兼請求書を提出します。

被保険者記号・番号	15-
申請者（世帯主）	
住 所	
電話番号	

停止理由	<input type="checkbox"/> 現在登録されている口座を解約したため <input type="checkbox"/> 自動振込を停止し、紙での申請に変更を希望するため <input type="checkbox"/> その他（ ）
------	---

（委任状）  
高額療養費支給申請手続の簡素化（自動振込）の停止を代理人に委任します。

申請者(世帯主)の氏名 \_\_\_\_\_

代理人の氏名 \_\_\_\_\_

申請者との関係（ ） 代理人電話番号（ ）

【注意事項】

- 自動振込を停止するまで、2か月程度かかります。
- 自動振込停止後は、従来の申請方法（高額療養費支給申請書兼請求書の提出）となります。
- 自動振込に再変更する場合は、別途、申請が必要となります。

市 処 理	照合	入力	受付	備考